

## 仕 様 書（ 共 通 ）

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が発注する「投票所器材運搬等業務委託（千葉県知事選挙・千葉市長選挙）」において、適用されるものであり、受注者（以下「乙」という。）が本業務を履行するにあたり、必要な事項を示すものである。

- 1 乙は、甲が市選挙管理委員会倉庫（旧幸町第二小学校）で保管している投票所器材を、令和7年3月15日（土）までに甲が指定する投票所に搬入すること（詳細は、別紙「投票所器材一覧」のとおり）。
- 2 乙は、事前に甲に投票所器材を保管する場所を報告すること。  
なお、甲は、乙が使用する倉庫を必要に応じて検査することができる。
- 3 乙は、契約後直ちに各区選挙管理委員会と打ち合わせを行い、運搬スケジュール表を作成して、各区及び市へ提出すること。
- 4 乙は、甲が別途指定する投票所責任者と協議の上、搬入及び搬出日時を決定すること。
- 5 乙は、必ず各投票所へ搬入前及び搬出前に事前連絡をすること。
- 6 乙は、令和7年3月17日（月）から3月31日（月）の間に、搬入を行った全投票所から投票所器材の搬出を行うこと。各投票所から搬出した投票所器材は、乙の倉庫で一時保管して、3月31日（月）までに一括で市選挙管理委員会倉庫へ搬入すること。
- 7 乙は、投票所への投票所器材の搬入がすべて終了したとき及び本件業務委託がすべて終了したときは、甲に連絡すること。  
なお、運搬スケジュールを変更する場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 8 乙は、運搬した投票所器材が運搬器材一覧と異なった場合は、直ちに対応して、経緯を甲に連絡すること。

## 特記事項

### (中央区)

- 1 千葉県庁中庁舎（第2投票所）については、搬入日時を令和7年3月14日（金）午後5時30分からとし、搬入の3日前までに、搬入車両の車種・最大積載量及び作業者の氏名等を記載した作業届を区選挙管理委員会へFAXにて報告すること（FAX：043-221-2159）。

■ 報告例：車 種…ISUZU ELF 2 t 積

作業者…中央 太郎、稲毛 一郎、美浜 次郎

また、搬出については、器材を移動してあるので、中央区役所（きぼーる11階）に投票日の翌日以降に受け取りに行くこと。

- 2 次の投票所については、搬入前及び搬出前に必ず事前連絡をすること。

- ① 千葉県庁中庁舎（第2投票所）
- ② 三和会館（第5投票所）
- ③ 松波会館（第6投票所）
- ④ 東千葉地区自治会集会所（第9投票所）
- ⑤ 蘇我保育所（第18投票所）
- ⑥ 村田町公会堂（第30投票所）
- ⑦ 都保育所（第31投票所）

(美浜区)

- 1 次の投票所の物品の搬出については、器材を移動してあるので、美浜区役所に投票日の翌日以降に受け取りに行くこと。

- ① 高等特別支援学校体育館（第 1 投票所）
- ② 真砂西小学校体育館（第 4 投票所）
- ③ 磯辺中学校体育館（第 6 投票所）
- ④ 磯辺小学校体育館（第 7 投票所）
- ⑤ 磯辺第 3 小学校体育館（第 8 投票所）
- ⑥ 高浜第 1 小学校体育館（第 1 0 投票所）
- ⑦ 高洲中学校体育館（第 1 1 投票所）
- ⑧ 高洲第 3 小学校体育館（第 1 3 ・ 1 4 投票所）
- ⑨ 高洲第 4 小学校体育館（第 1 5 投票所）
- ⑩ 稲毛第 2 小学校体育館（第 1 6 投票所）
- ⑪ 幸町第 1 中学校体育館（第 1 9 投票所）
- ⑫ 幸町第 3 小学校体育館（第 2 1 投票所）
- ⑬ 打瀬小学校体育館（アリーナ）（第 2 2 投票所）
- ⑭ 海浜打瀬小学校体育館（アリーナ）（第 2 3 投票所）
- ⑮ 美浜打瀬小学校体育館（アリーナ）（第 2 4 投票所）